

様式第1号 別紙1 (第4条関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 兵庫県移住支援事業(三田市移住支援金)に関する報告及び立入調査について、三田市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、三田市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請をした場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に三田市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 三田市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三田市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

ただし、2(2)及び(5)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返還を求めないものとする。

様式第1号 別紙2（第4条関係）

兵庫県移住支援事業（三田市移住支援金）に係る個人情報の取扱い

兵庫県及び三田市は、兵庫県移住支援事業（三田市移住支援金）の実施に際して得た個人情報について、兵庫県及び三田市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、兵庫県及び三田市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第1号 別紙3-ア (第4条関係)

※令和2年12月21日以前に転入した場合

兵庫県移住支援事業 (三田市移住支援金) に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業 (三田市移住支援金) の申請にあたっては、下記 (1) (2) のいずれにも該当している。

(1) 次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。) のうちの条件不利地域 (過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号)、山村振興法 (昭和40年法律第64号)、離島振興法 (昭和28年法律第72号)、半島振興法 (昭和60年法律第63号) 又は小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和44年法律第79号) の指定区域を含む市町村 (政令指定都市を除く。) をいう。) 以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと (ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(2) 次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

様式第1号 別紙3-イ (第4条関係)

※令和2年12月22日以降に転入した場合

兵庫県移住支援事業（三田市移住支援金）に係る申請要件の該当状況について

兵庫県移住支援事業（三田市移住支援金）の申請にあたっては、下記（1）（2）のいずれにも該当している。

（1）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。）以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（2）次に掲げる事項の全てに該当している。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。